政令第四百七号

地 域 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 <u>の</u> 部

の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

平成二十三年法律第百五号) の一部の施行に伴い、 及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第 条 児童! 福 祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号) の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一 項第四号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令 (昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一 条の表第十二条第二項の項中 「助産 所所在地」 を 「助産所の所在地」 に改め、 同表第十八条ただし

書の項中「但し」を「ただし」に改める

第四条の五の表第三条の二の項中「第三条の二」を「第三条の三」 に改める。

第五条の二第二項中 「規定する標準」 を「規定する基準」に、 「算定標準」を「算定基準」に改める。

第五 条の三第二項及び第五条 の四第二項中 「算定標準」 を 「算定基準」 に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令 (昭和二十五年政令第七十八号) の一部を次のように改正する。

「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、

同条第二号中

「第三十五条第

第三十条第一号中

二号」を「第三十五条第三号」に改め、 同条第三号中「第三十五条第二号若しくは第三号」を 「第三十五

条第三号若しくは第四号」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令 (昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

都道府県、 保健所を設置する市又は特別区 (以下この条において「都道府県等」という。) は、 法第

二十九条第 項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員

の配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加

える。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たつては、 第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定め

る基準に従い定めるものとし、 第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するも

のとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中 「都道府県」の下に「(地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条

第一項の規定に基づく政令で定める市 (以下「保健所を設置する市」という。) 又は特別区にあつては、

市又は特別区)」を加える。

- 理容師法施行令 (昭和二十八年政令第二百三十二号) 第四条第三号
- 美容師法施行令 (昭和三十二年政令第二百七十七号) 第四条第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令 昭 和三十二年政令第百五十二号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」 に改め、 同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、 同項

第十一号中 「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、 市又は特別区。 以下同じ

。)」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的 障 害者福祉法施行令 (昭和三十五年政令第百三号)の一 部を次のように改正する。

第五 条中 「第二十二条第二号又は第三号」を「第二十二条第三号又は第四号」 に改める。

(薬事法施行令の一部改正)

第八条 薬事法施行令 (昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを 「(取扱処方箋数の届出) _ に改め、 同条中 「総取扱処方せん数 を 「総取 极処方

箋数 に、 「耳鼻いんこう科」 を 「耳 鼻咽喉科」 に、 「処方せんの」 を 「処方箋の」 に改め、 都 道府

県知事」 の下に「(その所在地が地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項の政令で定める

市 (以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長)」

を加え、 同条ただし書中 「総取扱処方せん数」 を 「総取扱処方箋数」 に改 Ø

第四条第二項中 「又は第二項 (第一号に係る部分に限る。)」 を削り、 「により都道府県知事」 の 下 に

(薬局製造販売医薬品 の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域に ある場

合においては、 市長又は区長。 第二十六条及び第二十七条第一項において同じ。)」 を、 「都道· 府 県知

事 の 下 に (薬局製造販売医薬品 の製造販売をする薬局の所在 地が保健所を設置する市又は特別 区 の区

域にある場合にお いては、 市長又は区長) を加え、 同条に次 \mathcal{O} 項を加 える。

3 第八十条第二項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により 都道· 府県. 知事 が 医薬品等の製造 販売業の

許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」と

あるのは、「都道府県知事」とする。

第五条第四 頃中 「又は第二項 (第一号に係る部分に限る。 _ を削り、 「により都道府県知事」 の 下 に

(薬局 製造 販売医 薬 品 の製造 販売をする薬局 \mathcal{O} 所在地が保健所を設置 でする市 又は特別区 |の区域 に あ る場場

合においては、 市長又は区長)」 を、 「所在地の都道府県知事」の下に 「(その所在地が保健所を設置す

る市 又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長)」 を加え、 同条に次の一項を加える。

5 許可を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の 第八十条第二項 (第 一 号に係る部分に限る。 \mathcal{O} 規定により 都 道 府 適用については、 源知 事 が 医 薬 品等 第二項中 \mathcal{O} 製造 販 売業の 住 所

県 知事を経由して、 厚生労働大臣」とあるのは 「総括製造販売責任者 (法第十七条第二項に規定する総

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。 次条及び第七条において同じ。

0

都

道

府

地

括製造 販売責任者をいう。 以下同じ。) がその業務を行う事務所 の所在地 の都道府県知事」 と 第三項

第二百二十七条の規定に基づき、 中 「実費を勘案 して別に政令で定める額 条例で定めるところにより、」とする。 $\widetilde{\mathcal{O}}$ とあるの ば 地地 方自 治法 (昭 和二十二年法律第六十七号)

第六条第五項中 「又は第二項 (第一号に係る部分に限る。)」 を削り、 「により都道府県知事」 の 下 に

合にお (薬局製造販売医薬品 いては、 市長又は区長) の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場 を、 「所在地 $\overline{\mathcal{O}}$ 都道府県知事」 の 下 に 「(その所在地が 保 健所を設置す

る市 文は 特別 区 \mathcal{O} 区域にある場合におい ては、 市長 又は区長)」 を加え、 同条に次 0 項を加え える。

6 第八十条第二項 (第一号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知 事が医薬品等 の製造販売業の

第四 業務を行う事 許可を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、 あるのは 項 中 「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、 住 務所の 所 地 \mathcal{O} 所在地 都道府! 県知事 の都道府県知事」と、 を経 由 して、 厚生労働大臣」 第三項中 条例で定めるところにより、」とする。 「実費を勘案して別に政令で定める額 とあるの は 「総括製造販売責任者 第二項及び Ď が その لح

合に をする薬局 第七条第二項中 (薬局 お **\ ては、 製造販売医薬品 \mathcal{O} 所在 市長又は区長) !地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 「又は第二項 の製造販売をする薬局 (第一号に係る部分に限る。 を、 「受けた都道 0 所在地が保健 府県知事」 の 下 に 所を設置する市又は特別区 を削り、 (薬局製造販売医 「により都道府県知事」 当該許 薬 の区域に 品品 可を受けた市 の製造 の下に あ る場 販売

3 府県 許可を行うこととされている場合における第一 第八十条第二項 知事 を経由 して、 (第一号に係る部分に限る。) 厚生労働大臣」 とある のは、 項の の規定により都道府県知事 規定の適用 「当該 許 可を受けた都道府県知事」とする。 につい ては、 同項中 が 医薬品等 「その の製造販 住所地 売業の 0) 都道

第八条第二項中

「又は第二項

(第一号に係る部分に限る。

_

を削り、

「により都道府県知事」

の 下 に 長又は区長)」

を加え、

同条に次の一項を加える。

る薬局 合にお (薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場 0 いては、 所在 地 が 市長又は区長) 保健所を設置する市又は特別区 を、 「都道 府県知事」 .の区域にある場合においては、 の 下 に (薬局: 製造販売医 市長又は区長)」 楽品 \mathcal{O} 製造 販 を加え 売 をす

3 許可を行うこととされている場合における第一 第八十条第二項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の 項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」と

同条に次の一項を加える。

ある

のは、

「都道府県知事」とする。

くは特別区の区長が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合又は同条第二項」 他 第九条第三項第一号中 の都道府県知事」 の 下 に 「又は第二項」 保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」 を 「の規定により都道府県 知事、 保健所を設置する市 を加える。 の市 に改め、 長若し

おいては、 に 第十一 (薬局 条第二項中 製造 市長又は区長。 販 売医薬品 「又は第二項 第十六条において同じ。)」を、 を製造する薬局 (第三号に係る部分に限る。) 」 0 所 在 地が `保健` 所を設置する市 「「都道府県知事」 を削り、 又は 「により都道府県知事」 特 の下に「 莂 区 \mathcal{O} 区 域 (薬局製造 にあ る場合に 販売 の 下

医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は

区長)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項 (第三号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業 の許可

を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」とある

のは、「都道府県知事」とする。

第十二条第四項中 「又は第二項 (第三号に係る部分に限る。) 」 を削り、 「により都道府県知事」 の 下

12 (薬局 製造販売医薬品を製造する薬局 0 所在地が保健所を設置する市又は特別区 一の区域 にある場合に

お いては、 市長又は区長) を加え、 「都道府県知事を」 を 「製造 所の 所在地の 都道府県知事 を に、

- 都道府県知事」」を「「薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地の都道府県知事 (その所在 地が保

健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長) _ _ に改め、 同条に次の一項

を加える。

5 第八十条第二項 (第三号に係る部分に限る。 の規定により都道 府県知 事 が 医薬品等 \mathcal{O} 製造業 の許 口

を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、 第二項中 「都道· 府県

知事を経由して、 で定める額の」 とあるのは 厚生労働大臣」とあるのは 「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、 「都道府県知事」と、 第三項中 条例で定めるところにより、 「実費を勘案して別に政令

」とする。

に

第十三条第五項中「又は第二項(第三号に係る部分に限る。)」を削り、 「により都道府県知事」の下

おいては、 市長又は区長) __ を加え、 「都道府県知事を」 を 「製造 所の所在地の 都道府県知事を」 に、

(薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に

健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 「都道府県知 事 を 「薬局製造販売医薬品を製造する薬局 市長又は区長)」」 の所在地 \mathcal{O} 都道 府 7.県知事 に改め、 (その所在 同条に次 の 一 地 が 項 保

を加える。

6 第八十条第二項 (第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が医薬品等 の製造業 の許可

を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、 第二項及び 第四

項中 都道 府県知事を経由して、 厚生労働大臣」 とあるのは 「都道· 府県知事」と、 第三項中 「実費を勘

案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、 条例で定める

ところにより、」とする。

お に の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 いては、 第十四条第二項中 (薬局製造販売医薬品を製造する薬局 市長又は区長)」を、 「又は第二項 「受けた都道府県知事」の下に (第三号に係る部分に限る。) 」 の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に . __ を削り、 (薬局製造販売医薬品を製造する薬局 当該許可を受けた市長又は区長 「により都道府県知 事 の 下

3 都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、 を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、 第八十条第二項 (第三号に係る部分に限る。 の規定により都道府県知 「当該許可を受けた都道府県知事」とする。 同項中 事 が 医薬品等の製造業 「その製造 所の 所在 次の許 地 の 口

 $\overline{}$

を加え、

同条に次の一

項を加える。

在地が お に いては、 第十五条第二項中 (薬局製造販売医薬品を製造する薬局 保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長) 「又は第二項 を、 (第三号に係る部分に限る。) 」 「都道· 府県知事」 の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に の 下 に (薬局製造販売医薬品 を削り、 市長又は区長) 「により都道府県知 を製造する薬 を加え、 同条に次 事 高 の 下 の所

() 項を加える。

3 第八十条第二項 (第三号に係る部分に限る。 の規定により都道府県知 事が 医薬品等の製造業 の許可

を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」とある

のは、

第十九条第二項中 「都道府県知事」とする。 「又は第二項 (第五号に係る部分に限る。)」 を削り、 「により都道府県知事」 の 下

に (薬局製造販売医薬品の製造 販売をする薬局 の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域 E ある

する薬局 場合においては、 \mathcal{O} 所在 地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長)」を、 「都道府県知事」 の 下 に (薬局製造販売医薬 市長又は区長)」 品 の製造 販 を加 売を

え、 同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項 (第五号に係る部分に限る。) の規定により都道府県知事が第一項の承認を行うこと

とされている場合における同項の規定の適用については、 同項中 「厚生労働大臣」 とあるのは、 都道

府県知事」とする。

第三十六条第四項中 「により都道府県知事」の下に 「(薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局 の所

在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は区長)」を、 「所在地 の都

道府 県知 事 0 下に「(その所在 地が 保健所を設置する市又は特別 区 . (7) 区域にある場合にお 1 7 は 市 長

又は区長)」を加える。

第四十四条中 「店舗 販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、 「その店舗」を「その薬局又は店舗」 に、

地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項の政令で定める市 (以下「保健 所を設置する市

」という。)」を「保健所を設置する市」に改める。

第四 十九条第二項中 「医薬品 を 「薬局 又は医薬品」 に、 「店舗」 を 「薬局又は店舗 に改める。

第六十六条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条第二号中 「都道府県知事」の下に (薬局製造販売医薬品 の製造販売をし、 又は薬局製造販売

医薬品を製造する薬局 \mathcal{O} 所在地が保健所を設置する市又は特別区 の区域にある場合においては、 市長又は

区長)」を加える。

第八十条の 見出しを (都道府県等が処理する事務) に改め、 同条第 項中 「都道府県知事」 の 下 に

(薬局) 製造販売医薬品の製造販売をし、 又は薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設

又は 置する市又は特別区の区域にある場合においては、 を削 特別区 ŋ の区長 「これら」 (以下この項に を 同 項 に改 おい て め、 「都道府県知事等」 「により 都道府県知事」 市長又は区長) という。 _ 0) 下に を加え、 を加え、 一、 保健 同条第四項中 所を設置する市 都道府県知事 「及び第二項 に \mathcal{O} 市 を 長

5 に関する規定は、 第二項の場合においては、 都道府県知事に関する規定として都道府県知事 法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣 に適 用が あるものとする。

「都道·

府県知事等に」に改め、

同条に次の一項を加える。

条第二項及び第三項」 二項 び 条第一項及び同条第二項」を「第七条第一項並びに同条第二項及び第三項」に改め、 五条第二 第八十一条中 「第十一条第二項」の下に 並 び に同条第四 項 並び) に同 「第四 「項及び第五項」に、 「条第四項及び第五項」 に改り 条第二項」 め、 「及び第三項」を加え、 「第十五条第二項」 の 下 に 「及び第三項」 「第十四条第一 に改め、 及び 同 「第十二条第二項及び同条第四項」 項及び同条第二項」 [条第五項] を加え、 「第十九条第二項」 「第五 の 下 に 条第二項及び同 「及び第六項」 を 0) 下に 「第十四条第 「及び第三項」 「第八条第二項」及 条第四 を を加え、 項並 項 びに同 を 第七 「第

地方自治法」

の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」

を加え、

同条に次の一

項を加える。

る 1 て読み替えて適用される同条第一項、 同条第二項、 第六条第五 一項にお *(*) て読み替えて適用され 第八条第二項において読み替えて適用される同条第一項、 る同条第二項及び第四 項 第七条第二項 第十 にお

一条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十二条第四項において読み替えて適用される

同 条第二項、 第十三条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、 第十四条第二項に

お いて読み替えて適用される同条第一項、 第十五条第二項にお いて読み替えて適用される同 条第 項

第十九条第二項において読み替えて適用される同条第一 項、 第三十六条第四項にお いて読 み替えて適 用

することとされている事務は、 される同条第一 項及び第二項並びに第八十条第一 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 項の規定により保健所を設置する市又は特別 区 が 処理

第八十三条を次のように改める。

動 物 用 医 薬品等)

第八十三条 ているものに関しては、 医薬品、 医薬部 この政令中 外 品 又は 医療機器であつて、 「厚生労働大臣」とあるのは 専ら動物 のために使用されることが目的とされ 「農林水産大臣」と、 「厚生労働省令

同じ。 所在 健 事 県 市 匹 区 0 区 とあり、 地 域 製造 文は 条第二項中 知 とあるの 所を設置する市」という。) の区域にある場合においては、 が そ E 事 地 保 が 特 Ō ある場合に 健 販売をし、 (その 保健 莂 所 所 とあ は 在 都 を 区 道 設 所を設置する市 0 所在地が 地 「都道· 「農林水産省令」と、 り、 区 が 置す 府県知事 [域にある場合にお 地 お 又は 域 る市 及び第七条第二 府県知事 1 保 て `保健 薬局製造 は、 文は 健 (薬局製造 法 所を設置する市又は 又は特 市 特 (薬局) (昭和二十二年 又は特別区の 長又は区長) 販 別 売 区 市長又は区長) 項 į, 別 製造販売医薬品の 医薬品を製造する薬 販売医薬品を製造する薬局 \mathcal{O} 区 都道· 中 て 区 は、 域 の区域にある場合におい 都 E 府 湯知事 市長又は区長。 区域にある場合においては、 法律第百 ある場合に 道 とあ 特別区の 府 県 る とあり、 知事 (薬局製造販売医 製造販売をする薬局 0 号) 区 局 お は (薬 域 \mathcal{O} 7 第五 都 にあ 局製造 及び 第二十六条及び第二十七条第 所在: 7 は、 \mathcal{O} 道 ては、 条第 所在 府県 地 る場合に 「都道府県知事 販 が 市 売医 保健 長又は 薬品 知 地 当 項の政令で定める市 事 が 該 薬 \mathcal{O} 市長又は区長)」 所を設置する市 保健所を設置する市 お の製造販売をする薬局 と 品 V) 区 許可を受けた市長又は 所在地が保 7 長 \mathcal{O} 製造 は、 第二条中 (薬局製造販 販 とあ 市 流をす 健 長又は 文は ŋ, 所を設置 都 項 とあり、 (以 下 る薬 E 道 特 売 又は 区 長 の所在 莂 都 お 府 医 区 しする 高 薬品 特 1 県 区 道 保保 第 . 長 7 知 莂 \mathcal{O} \mathcal{O} 府

項中 0 事 三十 は区長。 特 置す け 医 同 \mathcal{O} を製造する薬 等 薬局 た市 次条 .薬品を製造する薬局 別区の区長」 条第二項」 る市 とあるの 九条第一 都 から第四十八条までにおいて同じ。 又は店舗 という。 長又は区長) 道 第十六条にお . D 市 府 とあ 県 項」 長若、 は 高 とあるのは 知 の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にお \mathcal{O} 「都道府県知事」と、 とあるのは るの 事、 所 しく とあり、 在 とあ は 保 の所 は いて同じ。 地 健 が 特 「又は第二 保 ŋ, 在 別 所 「他の都道府県知事」と、 を設置、 及び 健 区 地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、 $\overline{\ }$ 及び第四 所を設置 \mathcal{O} _ 第三十九条第 区 「都道府県知事等」 ける市 項」 長 とあ が 第九条第三項第一 十四四 と、 する市又は特 医 上薬品等 ŋ, O[条中 市 他 とあるのは 第十四条第二項中 長 又は 項及び第八十三条の二の二第 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 都 製造 都 とあるのは 第十一条第二項中 特 別 道 道 号中 別 府県 府 販 区 県 売業 \mathcal{O} 区 「都道府県知事」と、 区 \mathcal{O} 知事 知 「の規定により都道府県知事、 区 事、 域 0 . 長 12 許 「都道府県知事」 「都道府 (薬 ある場合 保 可 (以下この 健 局 を行うこととされ 又は店 所を設置する市 「都道府県知事 合に 県知 頃に 事 お 舗 第四十八条中 いては、 項」と、 販 1 薬 ては、 と読み替えるも 売業 お 1 局 製造 に 7 7 \mathcal{O} (薬局製造 当該 市 第八· 市長又は区 あ 1 「都 つて 販 長若 保 る場 十条第四 許 売 健 道 「及び第 所を設 しくは 医 市 府 は 可 のと 薬品 豆は を受 販売 県 長又 そ 知 長

_

する。

(母子保健法施行令の一部改正)

第九条 母子保健法施行令 (昭和四十年政令第三百八十五号) の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(国又は都道府県の費用の負担)」に改め、 同条中「第二十一条の三」を「第二十

条の二又は第二十一条の三」に、 「国」を「都道府県又は国」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十条 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十八第一項中「身体障害者福祉司」という。)の設置」の下に「、 同法第十二条の三

第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第百七十四条の三十の三第一項中「及び同法第十三条第一項」を「、 同法第十三条第一項」に改め、

知的障害者福祉司」 という。) の設置」の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助 の委

託」を加える。

第百七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」 の 下 に 一、 同法第十二条の三第二項の

規定による相談援助の委託」 を加える。

第百 七 十四四 条の 四十 九 の八第 項 中 「及び同法第十三条第一項」 を 一、 同法第十三条第 項 に改め、

知的障 害者福祉司の設置」 の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託」を加え

る。

第十一条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第

薬事

法施行令

(昭和三十六年政令第十一号)

の項を次のように改める。

薬事 第十一号) 法 施 行 令 (昭和三十六年政 令 第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第 び第三項におい 項並びに同条第五項及び第六項において読み替えて適用され る同条第二項及び第四項、 て読み替えて適用される同条第二項、 条第一項、 第四条第二項及び第三項に 第五条第二項並びに同条第四項及び第五項に て読み替えて適用される同条第 第七条第一 お いて読み替えて適 第六条第二項及び第四 項並びに同 一項、 条第二 用され 第八条 |項及 お る同 項 1

同条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。)、、第十一条第二項及び第三項において読み替えて適用される

| 第十二条第二項並びに同条第四項及び第五項において読み替|

えて適用される同条第二項(これらの規定を第五十五条にお

いて準用する場合を含む。)、第十三条第二項及び第四項並

びに同条第五項及び第六項において読み替えて適用される同

条第二項及び第四項(これらの規定を第五十五条において準

用する場合を含む。)、第十四条第一項並びに同条第二項及

び第三項において読み替えて適用される同条第一項(これら

の規定を第五十五条において準用する場合を含む。)、第十

五条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第 |

一項(第五十五条において準用する場合を含む。)、第十九

条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一|

項、第二十二条第三項において読み替えて適用される同条第

一 項 (第七十二条第一項において準用する場合を含む。) 、

第二十四条第三項において読み替えて適用される同条第一項

(第七十二条第一項において準用する場合を含む。) 、第三

十五条第一項及び同条第二項において読み替えて適用される

同条第一項、第三十六条第四項において読み替えて適用され

る同条第一項及び第二項、 第五十八条から第六十一条まで、

第七十三条、第七十四条第一項並びに第八十条第一項及び第

二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、

第五条第四項において読み替えて適用される同条第二項、 第

六条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第

四項、 第七条第二項において読み替えて適用される同条第一

項、第八条第二項において読み替えて適用される同条第一項

、第十一条第二項において読み替えて適用される同条第一項

、第十二条第四項において読み替えて適用される同条第二項

、第十三条第五項において読み替えて適用される同条第二項

及び第四項、第十四条第二項において読み替えて適用される

第十五条第二項において読み替えて適用される

司を停一頁、 筒上 しを筒二頁この / て売,みずえて

同条第一項、

同条第一項、第三十六条第四項において読み替えて適用され同条第一項、第十九条第二項において読み替えて適用される

る同条第一項及び第二項並びに第八十条第一項の規定により

保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている

事務

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十二条 登録免許税法施行令 (昭和四十二年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

法 別 表第 第七十七号一に規定する政令で定め るも のは、 薬事 法 (昭和三十五年法律 第 百 兀 十五

第十二条第一 項 (製造販売業の許可) 又は同法第八十三条第一 項 (動 物 用 医薬品等) \mathcal{O} 規定により読み

替えて適用する同法第十二条第 一項 の許可で、 薬事法施行令 (昭 和三十六年政令第十一 号) 第八十条第

項 (都道府県等が 処理する事務) 0 規定により同 条第四項に規定する都道府県知事等 (次項に お 7

都道 府 県 知 事 等」 という。) が行うこととされる事 務 (同 条第 項 第 号に係るも \mathcal{O} に限る。 又は

同 令第八十三条 (動 物用 医薬品質 等) 0 規定により読み替えて適用 する同 令第八十条第 項 \mathcal{O} 規定若しく

に係 るものに限 る。 に係るもの以外の ものとする。

は同

条第二項の

規定により

都道

府県

知

事

が行うこととされる事務

(同

条第一項第一

号又は第二項第

一 号

第十 五. 条第二項各号中 「第八十条第一 項又は第二項」 を 「第八十条第一 項の規定により が都道が 府県 知 事

が行うこととされる事 務 (同項第二号に係るものに限る。) 又は同条第二項」に、 同条第一 項第二号又

は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第 一条 0) 政令は、 平成二十四年 应 万 一 日から施行する。 ただし、 第八条、 第九条、 第十一 条及び第十二

条の規定 並び に附則第六条の規定は、 平成二十五年四月一 日から施行する。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、 同条の規定による改正後の

食品 衛生法施行令第八条第一 項の規定に基づく都道府県、 保健所を設置する市 (地域保健法 (昭和二十二

年法 律第百一号) 第五条第一 項の規定に基づく政令で定める市をいう。 以下同じ。 又はは 特 莂 区 0 条例が

制 定施行されるまでの 間 は、 同令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、 当該都道 府 県、

保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の 施行のこ 日から起算して一年を超えない期間内において、 同条の規定による改正後の

理 容 師 法 施 行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市 文は 特別区 \mathcal{O} 条例 が :制定施? 行されるまで

 \mathcal{O} 間 は、 当該保健所を設置する市 又は特別区の 属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は

当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(美容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四 条 第五 条 \mathcal{O} 規定の 施行 の日 から起算して一年を超えない期間内において、 同条の 規定による改正 後 \mathcal{O}

美容師法 施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市 文は 特別区 一の条例 が制定施 行されるまで

の間 は、 当該 保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の 規定に基づき条例で定める場合は

当該保: 健所を設置する市又は 特別区 が 同号の 規定に基づき条例で定め る場合とみなす。

(旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の 規定の 施行 の日から起算 して一年を超えない ·期間· 内におい . て、 同条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 後 \mathcal{O}

旅館業法施行令 (以下この条において 「新旅館業法施行令」という。) 第 一条第一 項第十一 号の規定に . 基

づく保健 所を設置する市又は特 別 区の条例が 制定施行されるまでの間 は、 当該保健 所を設置する市 又は 特

別区 (T) 属する都道 足府県が 同号の 規定に基づき条例で定める基準 は、 当該保健所を設置する市又は 特 莂 区が

同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第六条の 規定の施行 の日から起算して一年を超えない 期間内において、 新旅館業法施行令第一条第二項

る市 設置 第十号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの 文は する市 特別 文は 区 が 特 同号 別区 \mathcal{O} \mathcal{O} 属する 規定に基づき条例で定める基準とみなす。 都 道 府 県が 同 .号 O規定に基づき条例 で定め る基準 は 当該 間 は、 保 健 当該保健 所 を設 所を 置 す

3 る市 設置する市又 第七号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない は 特 莂 は 特別区 \mathcal{O} 規定 属する都 に基づき条例で定め 道 府 県が 同号の る基準とみなす。 規定に基づき条例で定める基準 条例が ·期間· 内において、 制定施行されるまでの 新旅館業法施行令第一条第三項 は、 当該保 間は、 健所 当該保: を設置 健 所を す

又

区

が

同

号

 \mathcal{O}

4 る市 設置する市又は 第五号の 第六条 文は 特 規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの 0 規 莂 定 区 が 特別区の \mathcal{O} 施行 同 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 属する都道府県が 規定に基づき条例で定める基準とみなす。 から起算して一 同号の 年を超えな 規定に基づき条例で定める基準は、 1 ·期間· 内に お 7 て、 新旅館業法施行令第一 間は、 当該保健所を設置す 当該保 条第 健 所を 应 項

薬 事 法 施 行 令 \mathcal{O} 部改正 に伴う経 過 措 置

第六条 第八条の 規定の施 行前 に同 . 条 の ! 規定による改正前 の薬事法施行令 (以下この条にお いて 旧 薬事 法

 \mathcal{O} 行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正 他 施行令」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為 の薬事法施行令(以下この条において「新薬事法施行令」という。) という。 相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 の行為 (以下この項において)又は第八条 の規定 の施行 「申請等の行為」という。)で、 の際現に旧 薬事法施 行令のこ 同条の 規定によりされてい (以下この項において「処分等の行為 の適用については、 規定の施行の日においてこれら る許一 新薬事法施行令 可等 が申 請 その \tilde{O} 後

ければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、 法施行令の相当規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしな ばならない 第八条 \mathcal{O} · 事 規定の施行 ず項で、 同条 前に旧薬事 の規定 の施行の日前にその手続がされてい 法施行令の 規定により都道府県知 ないものについては、 事に対し 新薬事法施行令の規定を適用する。 報告その他の手続をしなけれ これを、 新 薬事

2